

道路構造例(道路の区分)

道路は、次の表に定めるところにより、第1種から第4種まで区分しています。

道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別		
高速自動車国道及び自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

第1種の道路

計画交通量(単位 1日につき台)		20,000 以上	10,000 以上	
道路の存する地域の地形	30,000 以上	30,000 未満	20,000 未満	10,000 未満
道路の種類				
高速自動車国道	平地部	第1級	第2級	第3級
	山地部	第2級	第3級	第4級
高速自動車国道以外の道路	平地部	第2級		第3級
	山地部	第3級		第4級

第2種の道路

道路の存する地区	大都市の都心部以外の地区	大都市の都心部
道路の種類		
高速自動車国道	第1級	
高速自動車国道以外の道路	第1級	第2級

第3種の道路

計画交通量(単位 一日につき台)			4,000 以上	1,500 以上	500 以上	
道路の存する地域の地形		20,000 以上	20,000 未満	4,000 未満	1,500 未満	500 未満
道路の種類						
一般国道	平地部	第 1 級	第 2 級	第 3 級		
	山地部	第 2 級	第 3 級	第 4 級		
都道府県道	平地部	第 2 級		第 3 級		
	山地部	第 3 級		第 4 級		
市町村道	平地部	第 2 級		第 3 級	第 4 級	第 5 級
	山地部	第 3 級		第 4 級		第 5 級

第4種の道路

計画交通量(単位 1 日につき台)		10,000 以上	4,000 以上	500 以上	500 未満
道路の種類			10,000 未満	4,000 未満	
一般国道		第 1 級		第 2 級	
都道府県道		第 1 級	第 2 級	第 3 級	
市町村道		第 1 級	第 2 級	第 3 級	第 4 級

道路構造令(昭和 45 年 10 月 29 日政令第 320 号)

最終改正:平成 23 年 12 月 26 日政令第 424 号 より引用